

## 「まちづくり条例に関する基本的な考え方」（提言書）の概要

## □ 「まちづくり条例（自治基本条例）」について

少子高齢化、人口減少、財政難。多くの地方都市が抱える課題は、茂原市でも例外ではなく、むしろ深刻な状況にあります。

この厳しい現状を切り抜けるためには、市民一人ひとりの幸福を基本に据え、市民が個々にあるいは集団として出来ること、なすべきこと、行政が出来ること出来ないこと、市議会の役割を再確認する必要があります。

単独でできないことについて、互いに力を合わせて行動するためには、市民の権利と役割、行政・議会の役割と責務を確認し、三者が協働してまちづくりをしていくためのルール（＝自治基本条例）を決めておく必要があります。

「自治基本条例」という名称は固く、なじみにくいということもあり、「まちづくり条例」と提言することにしました。

まちづくり条例が成立することによって、市民の力が地域のまちづくりに生かされ、茂原市のまちづくりが充実していくことを望んでいます。

（提言書「市民の会 1 年半を振り返って」より抜粋）

## □ なぜ今「共生と共創のまちづくり」なのか

いわゆる「地方分権一括法」の施行などにより、国から地方への権限・財源移譲が進み、国と地方の上下・主従関係が解消されたことに伴い、自己決定・自己責任が地方自治体に求められる時代が到来しています。

また、少子高齢化、高度情報化、国際化など、市民生活を取り巻く社会経済環境はかつて例を見ないほど大きく変動し、地方自治体には多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対処することが求められる一方、経済成長の鈍化に伴い、高度経済成長期に成り立っていた「税負担・サービス分配」という仕組みが、現在の歳出抑制を困難にしているというのが実情です。

このような中、これまでは「公共の領域の問題」と捉えられていたさまざまな分野に、市民、民間事業者、非営利団体、ボランティアなど多様な主体が自発的に取り組み、主体的な「担い手」となる動きが見られます。

また、地方分権が推進されることにより、地方自治体には地域の実情に応じた主体的な政策実施の体制づくりが求められます。

茂原市基本構想では「自分たちの暮らす茂原の人・自然・文化について自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていく『共生』と『共創』のまちづくり」がうたわれており、これを目に見える形にする（可視化）必要が生じています。

## □ 名称

この条例の名称は、「茂原市まちづくり条例」とします。

## □ 前文

茂原市のこれまでの経緯と現在置かれている状況を踏まえ、今後どのようなまちづくりをしていかななくてはならないか、なぜこの条例を制定しなくてはならないか、その基本的な理念とは何かを織り交ぜた前文を置く必要があります。

## □ 第1章 総則

この条例は、まちづくりに関する基本的な事項を定めるものであり、市民、市、議会などのまちづくりの担い手が共有する基本的なルールです。

他の条例・規則などの制定改廃にあたって、この条例との整合性を図ることにより、この条例が持つ「まちづくりの基本的な事項を定めるもの」という位置づけを、実質的に担保する必要があります。

総則部分において、この条例で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要なものを定義します。

まちづくりの基本原則は、まず「情報共有」があって初めて「市民参加」があり、その先に「協働」となるのではないかとの思いから、①情報共有、②市民参加、③協働の順に並べられています。

## □ 第2章 情報の共有

情報公開・情報共有は、市民自治によるまちづくりを進める上での大前提です。

計画立案段階から、市民の意見を反映させる機会を設ける必要があります。

## □ 第3章 市民参加のまちづくり

まちは市民が自ら主体となってつくるものであり、この条例で改めて市民にはまちづくりに参加する権利と役割（責務）があることが明確にされます。

市民参加は権利の面から捉えられ、参加を強制されることはなく、参加しなかったからといって不利益を被ることはありません。

## □ 第4章 市民自治の仕組み

自治会、NPO、ボランティア団体などをまちづくりの担い手として位置づけます。

それぞれの地域の特色を生かしたまちづくりを進めるため、地域ごとに課題を自ら設定し、解決できる仕組みとして「地域まちづくり協議会」を設置します。

市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施します。

## □ 第5章 協働によるまちづくり

厳しい社会情勢、市民ニーズの多様化などにより、これまでの行政主導のまちづくりでは対応が難しくなっており、新たな公共サービスの担い手である自治会やNPOなどの市民活動団体と協力して、ともに地域の課題を解決していく仕組みをつくる必要があります。

## □ 第6章 ひらかれた議会

議会は市の合議による意思決定機関であるとともに、執行機関の監視、けん制、評価機能を有しており、この機能を果たす必要があります。

議員は選挙で選ばれた代表者として、市民に対して活動を報告するとともに、市民の意思を把握して活動する責務があります。

市民は、議会の審議や議員の活動状況に関心を持ち、議会の傍聴、議会報告会、公聴会などに積極的に参加します。

議会は議案の審議の際に、市民や利害関係者、専門家からの意見を聴き、意見を反映させるとともに、議会内の議論を活発にするため、公聴会を開催します。また、請願・陳情等の提案者が提案理由や主旨を述べる機会を設けます。

議事録の公表や議会だよりの発行を速やかに行うとともに、各議員の質疑内容や議案に対する賛否を公表します。

会議の公開、審議経過や政策の争点・効果の公表、傍聴しやすい日時の設定や新しいメディアの利用等により、ひらかれた議会運営を行います。

## □ 第7章 行政運営の基本原則

市長は、市民との協働の推進、健全な財政運営、効果的・効率的で質の高い市政の執行に努めるとともに、議会と緊密で緊張感ある関係を保ち、市政運営を行います。また、職員の適切な定員管理と育成に努めます。

東日本大震災以降、防災に対する市民の関心が高まっており、市民に最も身近な自治体である市には、市民等と連携して防災対策を講じる必要があります。

職員は、まちづくりの主役が市民であることを理解し、常に市民の立場に立って質の高いサービスを提供します。

縦割り行政の弊害、ワンストップサービスの必要性、行政組織の整備による経費の削減などを背景に、市民ニーズに適切に対応した総合的な行政サービスを行うため、組織の横断的な連携、効率的な組織運営が必要です。

地方分権改革の一環として、地方自治法の総合計画策定義務が削除されましたが、総合的かつ計画的なまちづくりのためには、総合計画の策定が必要であり、この条例にその根拠を置く必要があります。

市長は、持続可能で健全な財政基盤を確立するとともに、財政状況を市民に分かりやすく速やかに公表します。

監査委員は、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査（行政監査）します。また、監査結果は速やかに公表されます。

総合計画および他の重要な計画に基づく政策等の成果および達成度について、行政評価を実施し、その結果を市民に公表するとともに、政策等の改善に反映させます。

地方分権一括法の施行により、通達行政が廃止され、解決すべき問題に最も近い地方自治体には、その問題解決に向けた施策づくりと、それを法的に表現する条例等の適切な制定・改廃が求められています。

## □ 第8章 実効性の確保

条例が市民、議会および行政によって遵守、活用され、効果を発揮しているかどうかについて、公募市民を過半数とする「評価のための市民委員会」を設置して市民の目線で見守り、評価し、状況を市民に公表するとともに、市長に報告します。

## □ 附則

社会経済情勢は刻一刻と変わっていくものであることから、市長および市議会議員の任期である4年を目途に、この条例の見直し作業を行います。